

学校法人日本医科大学公的研究費管理規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）における公的研究費の取り扱いに関して、責任体制を明確化するとともに適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 公的研究費の運営・管理については、関係法令又はこれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次に掲げる用語は次の各号の定義によるものとする。

- (1) 「公的研究費」とは、文部科学省等の省庁及び所管する配分機関の定める競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 「研究者」とは、公的研究費の運営・管理に関わる研究代表者、研究分担者、研究協力者その他研究の遂行に関わる者をいう。
- (3) 「研究者等」とは、研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる事務職員をいう。

(責任と権限)

第 4 条 公的研究費を適性に運営・管理するために、次の各号のとおり、法人に最高管理責任者及び統括管理責任者を、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に大学管理責任者、大学統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び事務責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

- イ 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について法人全体を総理する立場において最終的責任を負うものとし、学校法人日本医科大学理事長（以下「理事長」という。）をもって充てる。
- ロ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者、大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮するものとする。

(2) 統括管理責任者

- イ 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、法人全体を統括する実質的な責任及び権限をもつものとし、理事長が公的研究費管理担当理事として指名する理事をもって充てる。
- ロ 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、法人全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(3) 大学管理責任者

- イ 大学管理責任者は、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する責任及び権限をもつものとし、それぞれの学長をもって充てる。
- ロ 大学管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

(4) 大学統括管理責任者

- イ 大学統括管理責任者は、大学管理責任者を補佐し、大学の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつものとし、学長が指名する者をもって充てる。
- ロ 大学統括管理責任者は、大学管理責任者の指示に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を大学管理責任者に報告するものとする。

(5) コンプライアンス推進責任者

- イ コンプライアンス推進責任者は、大学統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等（以下「部署等」という。）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつものとし、それぞれの学長が指名する者をもって充てる。
- ロ コンプライアンス推進責任者は、部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を大学管理責任者に報告するものとする。
- ハ コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部署等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。
- ニ コンプライアンス推進責任者は、部署等において、研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(5) 事務責任者

日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の運営・管理について前号に規定するコンプライアンス推進責任者を補佐するために事務責任者を置き、日本医科大学事務局長及び日本獣医生命科学大学事務部部長をもって充てる。

- 2 日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に、必要に応じて、次のとおりコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(2) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進副責任者は、公的研究費等の運営・管理についてコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理監督を行うものとし、学長が指名する者をもって充てる。

- 3 最高管理責任者、統括管理責任者、大学管理責任者、大学統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、その職名を公開するものとする。
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める者は、それぞれの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となる。

(コンプライアンス教育の実施)

第5条 大学管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費の不正行為を防止するため、必要なコンプライアンス教育を実施するものとする。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、公的研究費の適正な運営・管理及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

- 2 研究者等は、コンプライアンス教育を受講するものとする。
- 3 研究者等は、コンプライアンス教育受講の機会等に別に定める公的研究費にかかわる不正を行わない旨等を内容とする誓約書を提出しなければならないが、提出がない場合は公

的研究費を申請し、又は公的研究費の運営・管理に関わることができないものとする。

- 4 研究者等は、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学における研究活動にかかる行動規範を遵守しなければならない。

(利益相反に関する自己申告)

第7条 公的研究費に研究代表者又は研究分担者として応募する場合は、学校法人日本医科大学利益相反マネジメント規程第16条第1項に定めるところにより、利益相反マネジメント委員会に自己申告をしなければならない。

(直接経費の取り扱い)

第8条 直接経費の取り扱い等については、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学において別に定める。

- 2 直接経費の管理は、事務責任者が行うものとする。
- 3 事務責任者は、大学管理責任者の命を受け、直接経費の使用実態と法令、この規程を含む関連規程との整合性等について確認し、必要に応じ当該研究者に改善を求めるものとする。
- 4 研究者は、前項に定める改善措置を求められた場合、事務責任者に協力し、必要な改善措置を講じなければならない。

(間接経費の取り扱い)

第9条 研究者は、交付を受けた公的研究費のうち間接経費について、所属する大学へ譲渡するものとする。

- 2 間接経費の取り扱い等については、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学において別に定める。

(公的研究費の預託)

第10条 公的研究費の受入れ口座名義は、法人又は日本医科大学若しくは日本獣医生命科学大学が定めるところによる。

- 2 公的研究費の受け払いに使用する口座は、課題ごと個別に開設する。

(検収責任者等)

第11条 公的研究費の適正な運用を図るため、事務職員の中から、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に公的研究費により納入を受けた物品及び提供を受けた役務等(以下「納入物品等」という。)に関する検収責任者を置き、また、研究者が在籍する所属毎に納入物品等を検収する検収担当者を置くものとする。

- 2 特に必要と認めるときは、事務職員以外の職員等を納入物品等を検収する検収担当者として置くことができる。
- 3 検収責任者及び検収担当者は、所定の手続きにより、理事長が任命する。

(検収)

第12条 公的研究費による納入物品等に関する検収については、機器及び物品の購入に関する規則その他の定めるところによる。

- 2 検収担当者は、必要に応じて関係者の立会いを求めることができる。

(不正防止計画推進委員会)

第13条 公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施するために、統括管理責任者の下に、不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部署として不正防止計画推進委員会を置く。

- 2 不正防止計画推進委員会の構成については、別に定める。

(取引業者への対応)

第14条 公的研究費に係る不正な取引に関与したと認められた取引業者に対しては、一定期間の取引の停止又は以後の取引の中止を行うことができる。

- 2 統括管理責任者又は大学管理責任者は、一定の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で取引業者に本法人の規程等を遵守し、不正に関与しない旨を内容とする誓約書の提出を求めるものとする。

（内部監査）

第 15 条 監査室は、研究者並びに日本医科大学、日本獣医生命科学大学及び法人本部に対し、公的研究費に係る証憑書類等の監査、機器備品の実地調査のほか、管理体制の整備の検証を行うものとする。

- 2 内部監査は、前項のほか、学校法人日本医科大学内部監査規程に定めるところにより実施するものとする。

- 3 監査室は、不正防止計画推進委員会と連携して、不正発生要因の排除に努めるものとする。

（相談窓口）

第 16 条 研究者の事務処理手続きに関し、日本医科大学及び日本獣医生命科学大学に相談窓口を設置し、次に掲げる部署とする。

（1）日本医科大学：事務局研究推進部

（2）日本獣医生命科学大学：事務部大学院課

- 2 相談窓口は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

（補則）

第 17 条 この規程の運用については、その時点における最新の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）、その他の関係行政指針等の趣旨に悖ることがないように留意しなければならない。

（改廃）

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 日本医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規則及び日本獣医生命科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規則は、平成 21 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行し、改正後の別表は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。